個別規程 IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA

令和 5 年 2 月 1 日現在 株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(グレード)

IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA には、次のグレード(以下この個別規程において「グレード」といいます。)があります。

グレード	内容	
Starter	以下に該当するもの	
	・デバイスライセンス数は 100 から 500 の範囲で指定可能	
	・帯域は 100M 固定	
Core	以下に該当するもの	
	・デバイスライセンス数は 100 から 60,000 の範囲で指定可能	
	・帯域は 200M から 2G の範囲で指定可能	
Complete	以下に該当するもの	
	・デバイスライセンス数は 100 から 60,000 の範囲で指定可能	
	・帯域は 200M から 2G の範囲で指定可能	
	・ログ保存期間は 90/180/360 から指定可能	

第2条(最低利用期間)

IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA 契約」といいます。)における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第3条(IP アドレスの特定)

IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA において使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

- 2 契約者が IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA 契約において使用する IP アドレスは、IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA 契約の内容に応じて当社又は契約者が指定します。
- 3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ フレックスモビリティサービス /ZTNA を利用することはできません。

第4条(ライセンス数等の指定)

契約者は、IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA 契約において、契約時に次の事項を指定するものとします。

- (1) デバイスライセンス数(利用するデバイスライセンスの数を、100 ライセンスから 60000 ライセンスの範囲で、50 ライセンス単位で指定するものとします。 グレードが Starter の場合は、100 から 500 ライセンスの範囲とします。)
- (2) ログ保存期間(グレードを Complete とする IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA 契約に限ります。)
- (3) 帯域(ゲートウェイ設備(利用者からのリモートアクセス VPN 接続を終端するゲートウェイ設備であって、当社のネットワークセンタに設置されている当社設備をいいます。)の最大帯域幅を、当社が定める範囲で指定するものとします。グレードを Starter とする IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA 契約を除きます。)
- (4) リージョン(ゲートウェイ設備(利用者からのリモートアクセス VPN 接続を終端するゲートウェイ設備であって、当社のネットワークセンタに設置されている当社設備をいいます。)の終端場所を、当社が定める地域区分から指定するものとします。)

第5条(利用条件)

契約者は、Absolute Software が定める提供条件に従うものとします。

- 2 契約者は IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA を利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。
 - (1) インターネットへの接続環境の用意
 - (2) IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA の運用ポリシーの決定
 - (3) IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA に接続するための通信環境として、当社が指定するものを別途契約する等、当社が指定する通信環境の用意
 - (4) 前3号の他当社が個別に指定するもの
- 3 前項第3号の通信環境が当社のサービスによらない場合、契約者は IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA の提供に必要な通信環境の設定情報を当社に開示するものとし、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとします。
- 4 第 2 項及び前項に定める事項を契約者が行っていただけない場合には IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA を提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第6条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA 契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) グレード(Starter **への**変更を除きます。)
- (2) デバイスライセンス数
- (3) ログ保存期間(グレードを Complete とする IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA 契約に限ります。)
- (4) 帯域(グレードを Starter とする IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA 契約を除きます。)
- (5) 前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第7条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを 提供します。

2 IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA には、次のオプションサービスがあります。

(1) マルチリージョンオプション

グレードを Core 又は Complete とする IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA 契約の契約者に対し、第4条(ライセンス数等の特定)第1項第4号において契約者が指定した地域区分以外のリージョンに終端されるゲートウェイ設備を利用するためのものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(2) 透過プロキシオプション

グレードを Core 又は Complete とする IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA 契約の契約者に対し、特定の通信を契約者が指定するプロキシサーバに転送するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(3) 設定変更オプション

IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA の設定値を変更するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

3 マルチリージョンオプションの利用における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、それぞれのオプションサービスの課金開始日とします。

第8条(品質保証)

IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA においては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

(1) 可用性

第9条(サービスの廃止)

当社は、Absolute Software が IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA に対応するサービスの提供を終了した場合、IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA を廃止します。

第10条(解除の効力が生ずる日)

IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 11 条(料金)

契約者が、IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA の利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ フレックスモビリティサービス /ZTNA の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 12 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合 (一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

第13条(品質保証違背時の減額)

IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA において、第 8 条(品質保証)に定めるところにより、基本サービスの月額費用の額をその限度額として、IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA の料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第14条(機能の制限)

インターネット接続に係る当社の他のサービスの利用の形態により、IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA に係る機能が制限されることがあります。

2 契約者が利用しているインターネット網との通信制限によっては、IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA の提供ができない又は制限される場合があります。

第15条(他のサービスの併用の場合における特則)

契約者が、当社の提供する当社が指定する他のサービスを併用している場合は、当社は、当該サービスを正常に行うため IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA に関する設定を変更することがあります。なお、当該変更を行うにあたり、契約者に事前の通知を行うものとします。

附則

令和4年1月1日施行

この契約約款は、令和4年1月1日から実施します。

令和4年8月18日変更

この契約約款は、令和4年8月18日から実施します。

令和5年2月1日変更

この契約約款は、令和5年2月1日から実施します。

別紙 1 IJ フレックスモビリティサービス/ZTNA における品質保証 [第8条関係]

1 可用性

(1) 保証基準

当社のネットワークセンタに設置されたいずれかの VPN 装置とインターネットの間において UDP5008 ポートが受付可能であること。また、IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA の対象となる IIJ プライベートバックボーンサービスの当社設備設置ルータと、IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA の当社設備ルータとの間の、インターネットプロトコルによる相互通信が利用可能であること。ただし、当社が契約者に対し、一般規程第 24 条(利用の中止)第 2 項に定める IIJ インターネットサービスの提供の中止を通知した場合を除きます。

(2) 品質保証違背時の減額

1回の利用不能時間につき、以下のとおりの金額について減額を行うものとする。

時間	金額
30 分超 60 分以内	基本料金(月額)の90分の1
60 分超 12 時間以内	基本料金(月額)の30分の1
12 時間超 24 時間以内	基本料金(月額)の10分の1
24 時間超 3 日以内	基本料金(月額)の5分の1
3日超 7日以内	基本料金(月額)の3分の1
7日超 14日以内	基本料金(月額)の2分の1
14 日超	基本料金(月額)の全額

別紙 2 IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA における料金等 [第 11 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス オプションの内容に応じ、当社が別途契約に示す金額

2 月額費用

- (1) 基本サービス
 IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額。
- (2) オプションサービス オプションの内容に応じ、当社が別途契約に示す金額

別紙 3 最低利用期間内解除調定金 [第 12 条関係]

1 第 12 条第 1 項関係

第2条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1の2.月額費用(1)に定める金額